

【家庭系】 固形状一般廃棄物（引越しごみ・一時多量ごみ）処理確認申請書

年 月 日

東 広 島 市 長 様

＜市記入欄＞

☐引越し ☐片付け ☐自己施工

R_____._____現地（現物）確認済み

確認者_____, 軽トラ____車分

申請者 住所：

氏名：

TEL : —————

搬入予定年月日	年 月 日～ 年 月 日（４週間以内）
廃棄物の種類・量	広島中央エコパーク（燃やせる粗大ごみ・指定袋）：無料
	種類 量 種類 量 種類 量
	賀茂環境センター（燃やせない粗大ごみ・指定袋）：無料
	種類 量 種類 量 種類 量
	その他：処理券（粗大ごみとの混載は、なるべく避けてください。混載搬入された場合は、処理施設での複数回の計量に御協力ください。）
	種類 量 種類 量 種類 量
	依頼する業者名
申請者の住所が ごみの排出場所と 異なる場合に記入	排出場所の住所：東広島市 排出者氏名： 申請者との関係：

※この処理確認申請書は、次のいずれかに該当する家庭ごみを市処理施設へ搬入する場合に提出してください。

- ① 1 回目の搬入から 4 週間以内で搬入量が 350kg を超えるごみ（剪定枝・刈り草・落ち葉については、1 回目の搬入から 4 週間以内で搬入量が 700kg を超える場合）
 - ② 60kg／日を超えるコンクリートブロック・殻、瓦、レンガ、便器・洗面台（陶器部分）
 - ③ 60kg／日を超えるアスベスト含有（不明含む）製品
 - ④ 本来、ごみ指定袋に入れなければならないが、ごみ指定袋に入れずに搬入するごみ（20kg につき 130 円かかります。）
 - ⑤ 依頼した一般廃棄物収集運搬許可業者が運搬するごみ
- なお、②③の 1 週間あたりの最大搬入量は 350kg 以下とします。

※市廃棄物対策課または各支所に提出し、確認（押印）を受けてください。

確認欄 (廃棄物対策課・支所)	課長	主幹・参事	課長補佐	係長	係員

(1) 処理施設搬入前に手続きが必要となるケース

次の場合において、処理施設に搬入する前に市の確認及び窓口での手続きが必要になります。

(手続きを行っていない場合は、処理施設での受入ができません。)

- ① 1回目の搬入から4週間以内で搬入量が350kg(軽トラ1台分)を超える場合(剪定枝・刈り草・落ち葉については、1回目の搬入から4週間以内で搬入量が700kg(軽トラ2台分)を超える場合)
- ② 次の廃棄物の搬入が60kg/日を超える場合・・・手続き後は、350kg/週まで搬入可能となります。
(コンクリートブロック(コンクリート殻)、瓦、レンガ、便器(陶器部分)、洗面台(陶器部分)、アスベスト含有製品(含有不明を含む))
- ③ 本来、ごみ指定袋に入れなければならないが、ごみ指定袋に入れずに搬入する場合(従量制での搬入)

(2) 処理施設搬入までの流れ(上記(1)で手続きが必要となった場合)

- ① 事前に廃棄物対策課へ連絡し、自己施工の場合は施工場所を、それ以外は現物の確認を受ける。
(自己施工によらない廃棄物の場合は、市役所駐車場での現物確認可)
- ② 廃棄物対策課へ「【家庭系】固形状一般廃棄物(引越しごみ・一時多量ごみ)処理確認申請書(以下、申請書という。)」を提出し、確認(押印)を受ける。
- ③ 確認を受けた申請書の写しを持って、処理施設へごみを搬入する。

★搬入にかかる注意事項(チェックリスト)※搬入前に必ず確認してください。

- ☐ ごみステーションに出すときと同様に市の分別方法により、分別を行った上で搬入してください。
40Lの指定袋に入る大きさのものは、指定袋に入れて搬入してください。
施設係員が分別を手伝うことはできません。分別ができていない場合は、受入ができません。
- ☐ 処理施設への搬入は、本人(家族、親族含む)が行ってください。
- ☐ 処理施設の受付で、排出場所の住所が分かるもの(免許証、公共料金の郵便物など)を提示してください。
- ☐ 処理施設においては、積載物の確認等、係員の指示に従ってください。なお、「(1) 処理施設搬入前に手続きが必要となるケース②」とそれ以外のごみを混載している場合、複数回の計量を必要とします。
- ☐ 指定袋を使用せず従量制により廃棄物を搬入したい場合は、申請書作成時に必ず申し出て、指定の欄に記入してください。正しい欄に記載がない場合、受入ができないことがあります。従量制によりごみ指定袋を使用せず搬入する場合も、分別を行った上で搬入してください。
分別ができていない場合は、受入ができません。
なお、従量制により搬入する場合は20kgにつき130円の処理手数料の支払いが必要です。
- ☐ 事業活動に伴って排出された廃棄物や事業者による解体や改修等に伴って排出された廃棄物は家庭ごみとして搬入できません。
- ☐ アスベスト含有製品(含有不明含む)については、次のとおりとしてください。
 - ・ 処理施設へ搬入できるサイズは50cm×50cm以内です。これを超える大きさのものは、処理施設では処理できませんので、専門業者に処理を依頼してください。
 - ・ 2重袋で密封してください。袋の裁断加工は不可です。
(40Lの指定袋(オレンジ色)に入る大きさのものは、外袋をごみ指定袋としてください。)

<問い合わせ先>

東広島市廃棄物対策課 電話：082-420-0926